

## 北里大学健康科学部における試験及び成績評価に関する細則

2024年6月18日 制定

(総則)

第1条 北里大学健康科学部における試験及び成績評価に関する規程(以下「規程」という。)に基づき、試験及び成績評価に関して必要な事項を定める。

(試験区分及び実施時期)

第2条 規程第3条に規定する試験は、原則として次の区分により実施する。

試験区分	実施時期	
前期定期試験	7月下旬	最終授業内又は健康科学部暦に定める試験期間で実施
後期定期試験	1月中旬	
前期追・再試験	8月下旬	健康科学部暦で定める試験期間で実施
後期追・再試験	2月上旬	
授業期間内評価	随時	授業期間内
実習試験	随時	実習期間内

(各試験区分の受験資格)

第3条 規程第5条及び第6条に規定する定期試験、追試験及び再試験の受験資格については、次のとおりとする。

- (1) 定期試験は、次の要件を満たしていることとする。
  - ア 履修登録科目であること。
  - イ 原則として全授業回数の3分の2以上出席していること。
  - ウ 受験不許可の通達を受けていないこと。
- (2) 追試験及び再試験の受験資格は、前号に規定することのほか、規程第6条第2項及び第3項に該当する者とする。

(追試験対象となる正当な事由)

第4条 規程第6条第2項に規定する正当と認められる事由とは、原則として次の各号に掲げる事項とし、定められた書類を必ず添付しなければならない。

- (1) 学校感染症に罹患したとき(医師の診断書(写)等)
- (2) 三親等内の近親者が死亡したとき(会葬礼状等)
- (3) 自宅等が天災により災害を受け、登校が困難になったとき(罹災証明書等)
- (4) 公的交通機関の事故等により、登校が困難になったとき(遅延証明書等)
- (5) 就職試験を受験するとき(就職試験受験届(写)等)
- (6) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選出された場合
- (7) その他やむを得ないと学部長が認めるとき

2 前項各号に該当しない者は、正当な事由があると認められず、再試験がある科目について

て再試験受験の対象者とし、再試験が実施されない科目については、当年度の当該科目の最終評価は不可とする。

(追試験受験許可)

第5条 追試験の受験を願い出る者は、定期試験期間終了日を0日とし、原則として3日以内(土日・祝日を除く。)に、追試験許可願及び前条第1項に規定する書類を添え、健康科学部事務室(以下「事務室」という。)に提出しなければならない。

2 この期間内に願い出ない者の追試験許可願は、受理しない。

3 追試験の受験許可は、学部長の決裁を経た後、該当者にその可否を通知する。

(申込手続)

第6条 追試験及び再試験の対象者は、事前に周知した指定期間内に所定用紙に必要事項を明記し、受験料分の証紙を購入の上、事務室にて手続きをしなければならない。

2 当該指定期間内に手続きをしない者の追試験及び再試験の受験は許可しない。

3 受験料は、追試験、再試験ともに1科目2,000円とし、手続き後に受験しなかった科目の受験料は返金しない。

(再受験)

第7条 規程第8条に規定する正当と認められる事由とは、次の各号に掲げる事項とし、定められた書類を必ず添付しなければならない。

(1) 学校感染症に罹患したとき(医師の診断書(写)等)

(2) 三親等内の近親者が死亡したとき(会葬礼状等)

(3) 自宅等が天災により災害を受け、登校が困難になったとき(罹災証明書等)

(4) 公的交通機関の事故等により、登校が困難になったとき(遅延証明書等)

(5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選出された場合

(6) その他やむを得ないと学部長が認めるとき

2 前項各号に該当しない者は、正当な事由があると認められない。

3 受験許可及び申込手続については、本細則第5条及び第6条の定めるところに準ずる。ただし、受験料は徴収しない。

4 評価は、当初受験予定であった試験の種類に該当する評価を適用する。

5 再受験の実施日及び試験方法は、科目責任者の判断によるものとし、前期科目については9月末日までに、後期・通年科目については2月末日までに実施するものとする。

6 再受験は、前項第5号に規定する期間内に予め日時を定め、1科目につき1回のみ実施する。

7 再受験日に受験しなかった場合は、当該科目の評価は不可とする。

(受験者の遵守事項)

第8条 試験の受験者は、次の事項を遵守するとともに、監督者の指示に従わなければならない。

(1) 定刻前に定められた試験室に入場すること。

- (2) 所定の席順（原則として学籍番号順）に着席すること。
- (3) 所持品は、監督者が指示する場所に置くこと。
- (4) 学生証は、机上的の見やすいところに置くこと。学生証を忘れた者は、本細則第9条に基づき、受験許可証交付の手続きを済ませること。
- (5) 答案用紙に学年、学科、学籍番号、氏名等必要事項を必ず記入すること。学籍番号及び氏名の記入が無い答案は、原則として無効の取り扱いとすること。
- (6) 教科書、参考書、ノート等の持込物の使用は監督者の指示に従うこと。
- (7) 答案作成のために特に認められたもの以外の機器及び文具類は机上に置かないこと。
- (8) 答案作成については、以下を遵守すること。
  - ア 監督者から配付された答案用紙以外は使用してはならない。
  - イ 答案用紙は許可なくして試験室外に持ち出してはならない。
  - ウ 所定の時刻以後は答案を受理しない。
- (9) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等をはじめとするすべての電子通信機器（時計としての使用も不可）の電源を切りカバン等の中にしまうこと。
- (10) 私語、不正行為及び同行為の疑いを受けるような行為をしないこと。
- (11) 試験開始後 20 分以降の入室及び 30 分以内の退室は認めない。
- (12) 試験終了 5 分前からは、退出は認めない。
- (13) 試験室内での秩序維持に関することは、全て監督者の指示に従うこと。
- (14) 監督者の指示に従わない場合は不正行為とみなし、本細則第 10 条に基づき取り扱う。

(受験許可証)

第9条 学生証を忘れた者及び紛失による再発行手続中の者の取扱いは次のとおりとする。

- 2 学生証を忘れた者には、事務室にて受験許可証を交付する。手続に係る発行手数料は、500 円とし、当該試験日に限り有効とする。
- 3 学生証再発行手続中の者には、事務室にて受験許可証を交付する。手続に係る発行手数料は無料とし、当該試験期間有効とする。
- 4 受験許可証には、学籍登録票の写しを添付しなければならない。学籍登録票の写しは、手続の際に事務室にて作成する。
- 5 受験許可証及び学籍登録票の写しは、当該試験日及び試験期間終了後に事務室に返却しなければならない。

(不正行為及び懲戒処分)

第10条 不正行為をした者の取扱いは、学則に基づいて懲戒とし、原則として次のとおりとする。

- (1) 不正行為を行った科目以降の当該試験期間の受験を停止し、処分決定までの期間、自宅待機とする。

- (2) 当該試験期間で実施されたすべての科目の最終評価を不可とする。
- (3) 授業期間内評価及び実習試験については、当該科目の評価を不可とする。
- 2 学生指導委員長、学年主任及びクラス主任は、当該学生に対する事情聴取を行い、事情聴取報告書を学部長宛に提出する。
- 3 事情聴取報告書を基に、学生指導委員会及び教授会の議を経て懲戒処分案を決定、学長宛上申の後、学長がこれを懲戒する。

(試験実施に係る委員会)

第 11 条 すべての試験業務は、教育委員会がこれを司り、教育委員長はそれを総括する。

- 2 試験中における不正行為等の問題発生時の対応については、学生指導委員会がこれを司り、学生指導委員長はそれを総括する。

(合否発表)

第 12 条 各科目の合否発表は、指定期日に合格者の学籍番号を Web 上の指定サイト内に掲出する。

- 2 再受験に基づく合否については、再受験終了後、随時、掲出する。

(成績通知)

第 13 条 成績通知は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前期については、前期追・再試験結果に基づく評価を含む結果を全学生の保証人及び本人に通知する。
- (2) 後期については、後期追・再試験終了後の当該年度の最終評価となる成績通知書を全学生の保証人及び本人に通知する。
- (3) 2 年生以上の成績通知書については、過年度分を含む累積の成績通知書を通知する。

(細則の改廃)

第 14 条 この細則の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。

附 則 (北学総第 2024-04636 号)

(施行期日)

この細則は、2024 年 6 月 18 日から施行する。